

9 グローバル化に対応する強い農林水産業の構築に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 農林産物の輸出拡大に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や事業者等の意欲醸成と行動を支援するための環境整備などを進めること。
 - (1) 柑橘の検疫条件緩和に係るタイとの協議や、台湾におけるインポートトレランス（残留農薬基準）の対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
 - (2) 茶の輸出拡大に向け、欧米におけるインポートトレランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
 - (3) 牛肉の輸出拡大に向け、輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾等との協議を引き続き進めること。
 - (4) 木材の輸出拡大に向け、輸出先国の法令に適合する木造住宅の設計・施工マニュアルの整備や販路開拓に対する支援など、意欲的な事業者が輸出に取り組みやすい環境を整えること。
- 2 真珠寶飾文化の振興および真珠の需要増進を図るため、国が中心となって、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等における真珠の利用を促進するとともに、広く国内外へ真珠の魅力をPRすること。
- 3 国際水準GAPの認証取得の加速に向け、GAP拡大の推進に係る取組への支援を継続するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

また、教育機関における継続的なGAP教育の取組や、消費者等の認知度向上のための取組を都道府県が効果的に実施できるよう、支援内容を拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 平成 30（2018）年の農林水産物・食品の輸出額は 9,068 億円（速報値）となり、平成 25（2013）年から 6 年連続で増加しています。輸出額 1 兆円（2019 年）および 5 兆円（2030 年）の目標達成に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や、事業者等の意欲醸成と行動を支援するための環境整備などを進めることが必要です。

(1) 県産柑橘のタイへの輸出拡大をめざしていますが、かんきつそうか病（SOS）対策に係る薬剤処理作業の負担が大きいことや、輸出対象が11月1日以降の収穫物に限定され、事実上、産地の主力品種である極早生温州みかんが対象にならないことなどが、障壁となっています。

また、相手先として有望な台湾へ輸出の拡大を図るためには、インポートトレランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進める必要があります。

(2) 伊勢茶の欧米への輸出拡大をめざしていますが、使用可能な農薬が制限されていることから、欧米とのインポートトレランスの対象拡大に向けた取組を強化する必要があります。

(3) 県産ブランド牛肉の輸出拡大をめざしていますが、中国等で日本産牛肉の輸入が未だ認められていないほか、台湾等で月齢制限（30か月齢未満）が残っています。これら輸入規制の撤廃・緩和に向けて、さらなる二国間協議の加速が望まれます。

(4) 中国の木構造設計標準の施行等、スギ・ヒノキを構造材として輸出するチャンスを迎える中、木造住宅の輸出に向け、日本の技術者が輸出先国に設計の提案や技術指導等を行う場合に必要となる、輸出先国の基準に適合した設計・施工マニュアルおよび解説書の整備、意欲のある輸出事業者が海外のモデル住宅等を活用して行う、日本の木材製品の普及・PR活動への支援など、輸出拡大に向けた環境を整備する必要があります。

2 伊勢志摩サミットでは、三重県特産の^{ひんだま}厘珠を用いたラベルピンが各国首脳へ贈呈され、高く評価されるなど、真珠は日本を象徴する宝飾品として注目を集めています。また真珠は、中国、ASEAN 諸国などアジアの富裕層を中心に年々需要が拡大しています。

こうした好機を適確に捉え、オールジャパン体制で真珠の魅力や真珠寶飾文化に関する情報を広く発信することが重要であり、国が中心となって、令和2（2020）年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会における真珠の利用を促進するとともに、日本産真珠の優れたブランド価値を世界に向けてPRする必要があります。

3 本県では、農業者や関係団体、三重県が一丸となって GAP 認証の取得促進に取り組むとともに、GAP に対する消費者等の認知度向上に向け、首都圏のレストランや県内の食品関連事業者などと連携して GAP 食材フェアを開催しています。

(1) 食のグローバル化が進んでいく中で、国際水準 GAP 認証取得の必要性がますます高まっていることから、認証取得の初期段階における支援を継続・強化する必要があります。

また、次世代の農業リーダーを育成するため、農業高校および農業大学校における継続的な GAP の認証取得をとおして、実践的な学習機会を提供する必要があります。

(2) 国内では、GAP に対する消費者等の認知度が低いことから、国際水準 GAP に対する農業者の取組が評価され、さらなる取組気運の醸成につながるよう、県内の食品関連事業者等とも連携した PR など、地域段階で消費者の認知度向上を図る取組を充実させる必要があります。

事務担当 農林水産部農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源・経営課
関係法令等 総合的な T P P 等関連政策大綱、農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱、真珠の振興に関する法律

9 グローバル化に対応する強い農林水産業の構築に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

現状と課題1 農林水産物の輸出促進に向けた二国間協議の強化や環境整備の推進

- ・輸出額は平成30(2018)年の速報値で9,068億円となり、平成25(2013)年から6年連続で増加
- ・輸出額1兆円(2019年)および5兆円(2030年)の目標達成に向け、地方の課題解決を加速することが重要

検疫条件など相手国の輸入規制の撤廃・緩和や、輸出に取り組む産地等の意欲醸成と積極的な行動が必要

農畜産物に係る輸入規制への対応

柑 橘

南紀みかんのタイへの輸出状況

年	輸出量 (t)
2014	22
2015	13
2016	12
2017	27
2018	43

○タイ
・SOS防除(薬剤処理)が義務化
・11月1日以降の収穫物のみの輸出可能(極早生温州みかんは輸出不可)

○台湾
・残留農薬基準が厳しく、使用農薬に制限

工程の一部を機械化したものの、作業負担は大きい

SOS防除(薬剤処理)

伊 勢 茶

○欧米
・有機栽培など安全への関心が高く、残留農薬基準が厳しい

輸出向け商品の開発

伊賀牛・松阪牛等

○中国
・日本産牛肉が未解禁

○台湾
・月齢制限(30か月齢未満)

台湾での県産和牛PR

木材に係る輸出環境の整備

【販路の開拓】
・中国での現地調査、県産材PR、バイヤーを招聘しての商談実施
・KOREA BUILDに出展し、韓国バイヤーとの商談、試験輸出の実施

海外展示会での商品説明

➢ 商業輸出が実現するまでの販路開拓支援が不可欠

【建築基準への対応】
・中国では、2018年8月に木構造設計標準が施行
・韓国では、2017年12月から構造計算書の提出が必須

➢ 輸出先国の法令等に対応した、木造住宅設計施工マニュアルが未整備

課 題

- 輸出環境の整備に向け、
- ・二国間協議を引き続き進めることが必要
 - ・品目別の取組支援を継続・充実することが必要

現状と課題2 真珠寶飾文化の振興と真珠の需要増進

- 【三重県の真珠振興施策】
・アコヤ真珠で全国初となる県真珠振興計画を策定
・「みえの真珠振興宣言」に事業者、県市町が署名
- 【真珠の魅力発信】
三重県真珠振興協議会が中心となって、三重県産真珠のPRや真珠の魅力発信等を実施

【世界の真珠需要】
中国、ASEAN諸国など、アジアの富裕層を中心に真珠の需要は年々拡大

振興宣言への署名

海外バイヤー等による真珠体験ツアー

新規需要増 約160億円

約400億円

2014年 2027年 (H28(2016)経済産業省調査結果を改変)

- ### 課 題
- 真珠の振興と需要増進に向け、
- ・国際イベントでの真珠の利用促進や国内外への真珠の魅力のPRが必要

現状と課題3 国際水準GAPの認証取得促進への支援

【認証の取得推進】
GAP 認証取得件数

年	取得件数
2016	23件
2017	29件
2018	66件

3倍に

教育機関で取得
県農業大学校 1校
県立農業高校 全5校

【認知度の向上】
消費者アンケート

項目	2017	2018
よく/ある程度知っている	6%	9%
聞いたことがある	24%	28%
認知度の向上は緩やか	69%	63%
知らない	-	-

県内量販店で消費者に直接PR

- ### 課 題
- 認証取得促進に向け、
- ・取組の継続支援が必要
 - 消費者等の認知度向上に向け、
 - ・地域の取組の充実が必要

提 言

- 1 農林産物の輸出拡大に向け、輸出の障壁を下げるための二国間協議の強化や事業者等の意欲醸成と行動を支援するための環境整備などを進めること。
 - (1) 柑橘の検疫条件緩和に係るタイとの協議や、台湾におけるインポートトレランス(残留農薬基準)の対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
 - (2) 茶の輸出拡大に向け、欧米におけるインポートトレランスの対象拡大に向けた取組を引き続き進めること。
 - (3) 牛肉の輸出拡大に向け、輸出解禁に向けた中国等との協議や月齢制限撤廃に向けた台湾等との協議を引き続き進めること。
 - (4) 木材の輸出拡大に向け、輸出先国の法令に適合する木造住宅の設計・施工マニュアルの整備や販路開拓に対する支援など、意欲的な事業者が輸出に取り組みやすい環境を整えること。
- 2 真珠寶飾文化の振興および真珠の需要増進を図るため、国が中心となって、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等における真珠の利用を促進するとともに、広く国内外へ真珠の魅力をPRすること。
- 3 国際水準GAPの認証取得の加速に向け、GAP拡大の推進に係る取組への支援を継続するとともに、必要な予算を十分に確保すること。また、教育機関における継続的なGAP教育の取組や、消費者等の認知度向上のための取組を都道府県が効果的に実施できるよう、支援内容を拡充すること。

【農林水産部】

10 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

(国土交通省、観光庁)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 昨年、本県で初めて開催した「日本ゴルフツーリズムコンベンション」での取組をふまえ、全国的なゴルフツーリズムの推進に向けて、ゴルフを柱とした広域周遊による地方へのインバウンド誘致に向けたモデル事業に対し、財政的な支援を行うこと。
- 2 地方における二次交通等の課題に対応し、訪日外国人旅行者や地域住民の円滑な移動を支援するため、本県志摩市と交通事業者の連携による、新たなモビリティサービスの推進に向けたMaaS実証実験事業に対し、財政的な支援を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 ゴルフは、外国人旅行者を惹き付ける観光コンテンツであり、地方への長期滞在を促進するものとして大きな可能性を有しています。本県では、ゴルフツーリズムの推進に取り組んでおり、その成果の1つとして、「国際ゴルフツアーオペレーター協会 (IAGTO)」が主催する「日本ゴルフツーリズムコンベンション」を国内で初めて開催しました。(平成30年9月28日～10月6日開催)本コンベンションでは、海外バイヤーが参加する県内視察もあわせて実施し、各地域のゴルフ場および観光資源のPRを行い、ゴルフ旅行先としての本県の魅力の認知度向上を図るとともに、静岡県、滋賀県、沖縄県へのファミトリップを実施しました。

今年開催のラグビーワールドカップや来年開催の東京オリンピック・パラリンピックにより海外から日本への注目が高まることも見据え、欧米豪など新たな市場から、富裕層を含むゴルフ旅行者の誘致を図るため、年中楽しめるゴルフを柱に、県内観光地を周遊する旅行商品造成、受入環境整備をはじめとする観光地域づくりを推進し、ゴルフリゾート地としての魅力を高めるとともに、外国人旅行者目線での情報を発信していく必要があります。

さらに、海外バイヤーによると、ゴルフを楽しむ外国人旅行者は、複数地域のゴルフ場を回る傾向が高いことから、本県だけでなく、国内の他地域のゴルフ場や観光地と連携した広域周遊に取り組むことにより、ゴルフツーリズムによる外国人旅行者の誘客がさらに進むと考えています。そのような中、国主催の「平成30年度ゴルフツーリズムセミナー」(平成31年3月25日)が開催され、国においても、外国人旅行者の誘客に向けての有望な取組の1つとして、ゴルフツーリズムの推進が始まりました。

ゴルフツーリズムをさらに推進し、外国人旅行者の地方誘客を進めるためには、国において、本県を中心とした他県を含めた広域的な連携を図るとともに、観光地づくり・プロモーション等を一体的に行うモデル事業に取り組む必要があります。

2 訪日外国人旅行者に三重県内の観光スポットを周遊していただくには、二次交通等の充実が必要であります。

「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会中間とりまとめ」（平成31年3月14日）では、大都市圏、地方部などの地域類型ごとの交通サービスの課題や今後の方向性等が示されています。

その中で、地方部における訪日外国人旅行者の移動の円滑化、交通サービスの利便性の向上などの課題に対し、外国人観光客の回遊性の向上、交通空白地における地域住民の移動手段の確保等に向け、新たなモビリティサービスを導入することが求められており、三重県志摩市において、滞在型観光の推進、地域住民の利便性向上等のため、交通事業者、DMO、行政等の連携による観光地型の新たなモビリティサービスの推進に向けた MaaS 実証実験に取り組む必要があります。

事務担当 雇用経済部観光局観光政策課

関係法令等 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律、道路運送法

10 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

(国土交通省、観光庁)

ゴルフツーリズムのメリット

- ① 長期滞在 (平均3.4日間増)
- ② 消費増 (一人当たり、平均4万2千円程度増)
- ③ 欧米豪市場・富裕層市場
- ④ ゴルフのみならず周辺観光を促進
- ⑤ 季節を問わず年中楽しめる



「スポーツ観光」としての
ゴルフツーリズムを推進

国の取組

「ゴルフツーリズムセミナー」(主催:観光庁)を開催

ゴルフツーリズムの動向や受入環境整備、三重県で開催した「日本ゴルフツーリズムコンベンション」で得られた知見等を広く周知・共有

日程 平成31年3月25日
対象 ゴルフ場、旅行会社、DMO、自治体など
参加者 約200名



三重県の取組

日本初の「日本ゴルフツーリズムコンベンション」(主催: IAGTO) を三重県で開催

海外のゴルフツアーオペレーターと日本全国のゴルフ場、観光事業者等との商談会を開催
(商談件数: 延べ1,256件)
また、県内のゴルフ場及び観光地の視察や、静岡、滋賀、沖縄へのファミトリップも実施

日程 平成30年9月28日～10月6日
参加者 海外: 52社・団体 (24カ国・地域) 59名
※約8割が欧米豪
国内: 51社・団体 (18都道府県) 146名



商談の様子 参加者の様子 ファミトリップの様子

ゴルフツーリズム関係者が一丸となって取組を推進する体制の構築

<平成27年7月>
ゴルフツーリズムを促す県内組織が発足
※平成29年には、県内のゴルフ場を訪れる外国人の数が、対前年比で約15%増加



<平成31年4月>
「(一社)みえゴルフツーリズム推進機構 [MGTO]」の設立 (会員数52団体)

※ゴルフ業界、観光業界など、地域が幅広く連携

インバウンド誘致のための地方支援

三重の先駆性を生かしたモデル事業展開

世界的スポーツイベントを契機に、ゴルフ destinations として、訪日旅行客をさらに獲得できる可能性が高まっている。

2019年 ラグビーワールドカップ
2020年 東京オリンピック・パラリンピック

今後のゴルフツーリズムの方向性

- ① 周辺の観光地と組み合わせPR
- ② 一つの地域だけでなく、他の地域も含めた広域観光の魅力をPR



● 三重県の先駆的な取組から、広域的な取組へと展開していく。



三重県における「最先端観光コンテンツインキュベーター事業(モデル事業)」の採択を!

<モデル事業>

- ① 海外のゴルフツアーオペレーター等の招請による新たなニーズや課題の洗い出し
- ② 外国人ゴルファーのスムーズな受入れに向けた受入体制マニュアルの整備
- ③ 海外のゴルフツアーオペレーターや、外国人ゴルファーへの効果的な情報発信手法の確立

ゴルフツーリズムのビジネスモデル確立



全国的なゴルフツーリズムの推進

ゴルフツーリズムを推進するチャンス

【提言・提案項目】

- 1 昨年、本県で初めて開催した「日本ゴルフツーリズムコンベンション」での取組をふまえ、全国的なゴルフツーリズムの推進に向けて、ゴルフを柱とした広域周遊による地方へのインバウンド誘致に向けたモデル事業に対し、財政的な支援を行うこと。

10 地方へのインバウンド誘致に向けた取組の推進

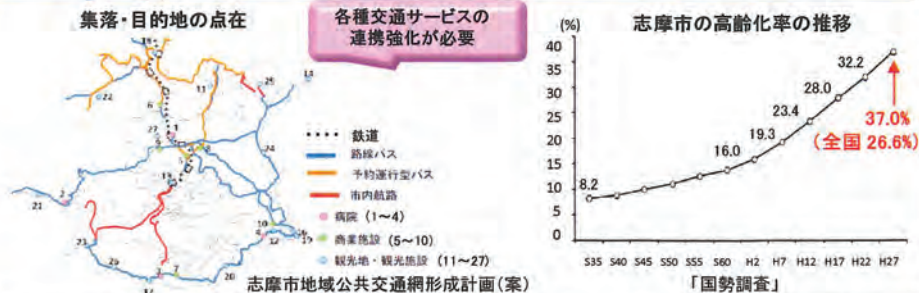
(国土交通省、観光庁)

交通サービスに関する状況分析

インバウンド増大に向けた課題



地域交通維持に向けた課題



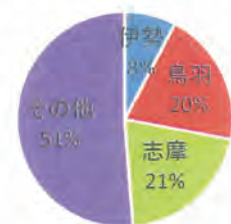
新モビリティサービスの推進

伊勢志摩における観光地型MaaSの構築

伊勢志摩地域の特色と課題

観光の中心地

県内宿泊施設数



伊勢、鳥羽、志摩の3市で、県内の半数を占めている

多様な交通サービス

- ・鉄道
- ・路線バス、コミュニティバス
- ・タクシー
- ・レンタカー等
- ・ホテルの送迎
- ・湾内、離島を結ぶ定期船

多様な体験プログラム



課題

- ・交通結節点(駅、停留所等)から、ホテルや観光資源までの時間的、空間的な隔たり
- ・各交通サービス間における連携、利便性の向上
- ・交通空白地における高齢者等への対策

実証実験提案内容

新たな交通サービスの導入

- オンデマンド交通
 - ホテル送迎マイクロバス
 - など
- 既存の交通サービスとホテルや観光資源をつなぐ

異なる交通モード間の連携強化

- 運行方法の見直し
 - 乗り継ぎ時間の短縮
 - など
- 地域における交通網全体の利便性向上

<志摩市におけるMaaSの構築>

回遊性の向上等による滞在型観光の促進

地域住民の利便性向上・交通空白地の移動手段の確保

※交通事業者、志摩市、県などで構成するMaaS協議会(仮称)を中心として取組を推進

※将来的には、「検索・予約・決済までの一括サービスの導入やキャッシュレス化」、「伊勢志摩地域や関西圏、中部圏等さらに広域での連携」の可能性

三重県での「新モビリティサービス推進事業(実証実験事業)」の採択を!

【提言・提案項目】

2 地方における二次交通等の課題に対応し、訪日外国人旅行者や地域住民の円滑な移動を支援するため、本県志摩市と交通事業者の連携による、新たなモビリティサービスの推進に向けたMaaS実証実験事業に対し、財政的な支援を行うこと。

11 大規模大会の終了後における地域スポーツの推進

(内閣官房、スポーツ庁)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

東京 2020 大会など大規模スポーツ大会を契機として、大会の盛り上がりを全国各地で持続させるとともに、大会後の地方における競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環の創出により、次世代を担う子どもたちを含む全ての人々がスポーツに参画し、その価値を共有し、スポーツを通じた元気な地域づくりを進めていくため、次の措置を講じること。

- 1 東京 2020 大会で活躍した選手が全国各地のスポーツイベントのほか、小・中・高・特別支援学校（部活動も含む）や総合型地域スポーツクラブなどさまざまな地域スポーツ活動の場を巡回し、相互連携を進めることにより、選手の活躍の場が確保されるとともに、競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環が図られるようなプラットフォームを構築すること。また、そのための財政措置を講じること。
- 2 東京 2020 大会など国際大会で活躍した選手が、競技生活を終えた後も指導者等として地域社会に定着し、競技スポーツと地域スポーツを担っていくためのキャリア形成を、地域全体で支えるための支援策を講じること。
- 3 東京 2020 大会のホストタウンの取組により全国各地で生まれた交流が大会後も長く続き、グローバル人材の育成が進むよう、現行の財政支援制度を継続・拡充すること。
- 4 東京 2020 大会で盛り上がったスポーツへの関心を、翌年開催の第 76 回国民体育大会および第 21 回全国障害者スポーツ大会につなげるとともに、両大会の開催を通じて得られた経験や知識、人材等を地域のスポーツ振興に生かすため、両大会に係る財政措置を拡充すること。

《現状・課題等》

東京 2020 大会など大規模スポーツ大会の開催にあたっては、それらの成功はもちろんのこと、大会の盛り上がりやスポーツへの関心を長く持続させるとともに、大会を契機として、次世代を担う子どもたちも含めた全ての住民がよりよい環境でスポーツに取り組むことにより、スポーツを通じた地域活性化が実現することが最も重要です。

国では、東京 2020 大会に向けて取り組むべきアクションや大会後に創出すべきレガシーについて検討がなされていますが、大会で盛り上がった機運やスポーツへの関心を全国各地で持続させ、各地域が活性化していくための具体的な支援策については明確になっていません。また、スポーツへのニーズの多様化や、少子化により教員・児童生徒数が減少し、従前と同様の部活動を維持していくことが難しくなる中、子どもたちが個々のニーズや各学校・地域の実情に応じて積極的にスポーツに参画するための支援策も確立されていません。

本県では平成 29 (2017) 年から令和 3 (2021) 年までの 5 年間で「みえのスポーツ・イヤー」と位置付け、この間に開催される大規模大会を通じて「スポーツを通じた地域活性化」をめざすこととしていますが、大会終了後の「三重のスポーツの姿」をどのように描き、スポーツを通じてどのような地域社会をめざしていくかということが重要な課題であると考えています。

これらの課題を解決するためには、東京 2020 大会等の大規模大会で活躍した全国のトップアスリートがそれぞれの地域社会において定着・活躍する場を確保し、各地の競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環を促進することにより、スポーツを通じた地域活性化をめざしていくことが重要であり、そのための国の制度創設や財政措置が求められます。

- 1 国のスポーツ基本計画において、成人の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率が 3 人に 2 人 (65%程度) となることが目標とされていることなどをふまえ、本県でも平成 27 (2015) 年に制定したスポーツ推進条例に基づく推進計画において、65%を目標として取り組んでいます。

しかしながら、特に女性やビジネスパーソンなど、積極的に運動・スポーツをする環境が十分整っていない層の実施率が低いことが全国的な共通課題となっており、本県でもひと駅歩きや階段の利用など、「積極的に体を動かすことも運動に含まれる」という点を意識した啓発などに取り組んでいます。実施率の改善に向けたさらなる工夫が急務となっています。

実施率の向上により、「する」「みる」「支える」といったスポーツに参画する人口が拡大し、地域スポーツの振興が図られるだけでなく、住民の健康増進や一体感醸成、絆づくりにつながるものと考えられます。そのためには、各地方独自の取組に加えて、東京 2020 大会で活躍した選手が全国のスポーツイベントのほか、小・中・高・特別支援学校 (部活動も含む) や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団など地域スポーツ活動の場を巡回し、相互連携を図ることが重要です。そして、そのことにより選手の活躍の場が確保されるとともに競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環が創出され、次世代を担う子どもたちも含めた全ての住民が積極的にスポーツに参画できるような、プラットフォームの整備と財政支援措置が必要です。

- 2 本県では、東京 2020 大会で活躍できる人材の輩出および翌年開催の三重とこわか国体での天皇杯獲得をめざすとともに、その後も地域において定着・活躍できる優秀な指導者を養成するため、全国でも先進的な取組である「チームみえ・コーチアカデミーセンター事業」を平成 30 (2018) 年度から実施しています。

現役を退いたアスリートが、将来の優秀な指導者として地域の競技スポーツをけん引していくためには、ナショナルコーチアカデミー (JOC) で輩出される代表コーチのような質の高い指導者を地域でも養成できる仕組みが、国の主導・支援により全国各地に広がっていくことが必要です。

また、彼らが地域において定着・活躍するためには、指導者養成システムの充実に加え、企業等による長期的・安定的な受け皿が必要不可欠ですが、地方においては、潤沢な資金により選手をサポートできる大企業はごくわずかです。

オリンピック大会で活躍した選手が、引き続き地域の競技スポーツと地域スポーツの指導的立場となって学校部活動や地域スポーツ活動と連携し、スポーツを通じた地域活性化に貢献できるような、充実したキャリア形成の促進が重要です。そして、それを進めていくためには、地元企業等が積極的にその受け皿となり、地方自治体も含めた地域全体で選手を支えていけるような財政支援制度が必要です。

3 東京 2020 大会に向けて、各地方自治体がホストタウン制度により参加国との交流に取り組んでおり、本県においても伊勢志摩サミットで新たな関係ができたカナダとの交流を中心に取り組んでいます。また、ホストタウンの取組を進める上で重要な要件となる事前キャンプ地誘致についても、カナダの3チーム（体操、アーティスティックスイミング、レスリング）のほか、英国のパラ水泳チームが本県でのキャンプ実施を決定しました。

ホストタウン制度は、東京 2020 大会を通じた人材育成や地域活性化の観点から非常に有効な取組ですが、最も重要なのは交流を一過性のものとせず、長く続けることです。

大会を通じて全国各地で生まれた交流を長く継続させることにより、日本と参加国の双方において世界を舞台に活躍するグローバル人材が育まれるとともに、交流を通じた地域活性化が実現するものと考えられます。そのためには、現行の財政支援制度が大会終了後も継続され、新たな交流支援制度として拡充されることが必要です。

4 本県では、東京 2020 大会の翌年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備を進めており、東京 2020 大会の事前キャンプでの交流および聖火リレーの取組などで培った経験や、東京 2020 大会で整備した競技用具の使用などを有形無形のレガシーとして受け継ぎ、三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功につなげたいと考えています。

もとより、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催都道府県や開催市町村では、大会運営、競技役員の養成や施設整備などに大きな財政負担が生じており、本県においても経費節減に向けて、前例にとらわれず、真に必要な取組かどうかを十分精査しているところですが、国からの十分な財政措置が必要不可欠であることに変わりはありません。

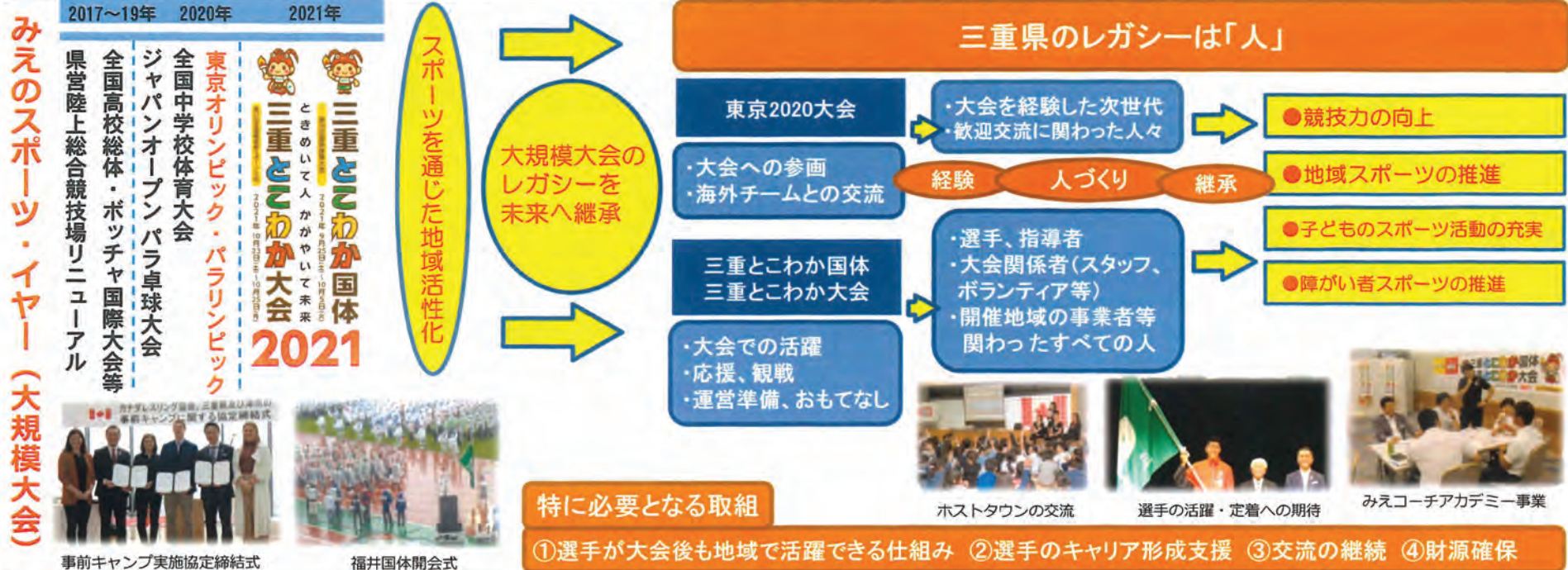
国民体育大会の規模が年々大きくなっていることや、三重とこわか大会から導入されるボッチャの競技運営に多くの人的負担が必要となることなども鑑み、東京 2020 大会で高まったスポーツへの関心を次世代へつなぐためにも、本県および後催県への財政支援措置が必要です。

11 大規模大会の終了後における地域スポーツの推進

(内閣官房、スポーツ庁)

【現状と課題】

東京2020大会や国体・全国障害者スポーツ大会などの大規模大会は、それらの成功はもとより、その後の人材育成や地域活性化につなげるのが重要です。そのためには、大会で活躍したトップアスリートが地域社会において活躍・定着し、各地の競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環を促進することにより、スポーツを通じた交流促進や地域活性化を図る必要がありますが、そのための仕組みづくりや財源確保が困難です。



【提言・提案項目】

東京2020大会など大規模スポーツ大会を契機として、大会の盛り上がりを全国各地で持続させるとともに、大会後の地方における競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環の創出により、次世代を担う子どもたちを含む全ての人々がスポーツに参画し、その価値を共有し、スポーツを通じた元気な地域づくりを進めていくため、次の措置を講じること。

- 東京2020大会で活躍した選手が全国各地のスポーツイベントのほか、小・中・高・特別支援学校(部活動も含む)や総合型地域スポーツクラブなどさまざまな地域スポーツ活動の場を巡回し、相互連携を進めることにより、選手の活躍の場が確保されるとともに競技スポーツと地域スポーツの融合・好循環が図られるようなプラットフォームを構築すること。また、そのための財政措置を講じること。
- 東京2020大会など国際大会で活躍した選手が、競技生活を終えた後も指導者等として地域社会に定着し、競技スポーツと地域スポーツを担っていくためのキャリア形成を、地域全体で支えるための支援策を講じること。
- 東京2020大会のホストタウンの取組により全国各地で生まれた交流が大会後も長く続き、グローバル人材の育成が進むよう、現行の財政支援制度を継続・拡充すること。
- 東京2020大会で盛り上がったスポーツへの関心を、翌年開催の第76回国民体育大会および第21回全国障害者スポーツ大会につなげるとともに、両大会の開催を通じて得られた経験や知識、人材等を地域のスポーツ振興に生かすため、両大会に係る財政措置を拡充すること。

【地域連携部】

12 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進

(厚生労働省、農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 「農業版ジョブコーチ」を確保し活動を促進するため、国が新たに整備する農業研修施設において、ジョブコーチの指導人材を育成するとともに、こうした指導人材を活用し、都道府県等が国のガイドラインに沿って実施する研修の修了者をジョブコーチとして認定する制度を創設するなど、国と地方の連携による体系的な人材育成の仕組みを構築すること。
- 2 国をあげて、企業経営者に対し、農林水産業を通じた障がい者雇用の効果やメリットなどを発信するなど、農林水産業を事業の柱とする特例子会社の設立に向けた意識啓発等に取り組むこと。
- 3 農山漁村振興交付金については、林業や水産業版のジョブコーチを地域などにおいて育成・派遣する取組や、「林福連携」・「水福連携」に必要な施設整備を支援対象に加え、拡充を図ること。
- 4 ノウフク商品のPRに国をあげて取り組むこと。特に、新たに制度化されるノウフクJASについて、福祉事業所への周知や消費者等へのPRを図るとともに、福祉事業所の認証取得や、それをサポートする指導人材の育成に向けた地域の取組を支援すること。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会において、障がい者が生産した食材等が活用され、その情報が国内外に発信されるよう、選手村などに障がい者が運営参加するカフェ等を設置すること。

《現状・課題等》

本県では、福祉事業所による農林水産業への参入や作業請負（施設外就労）、農林水産業の経営体による障がい者の雇用など、農林水産業と福祉分野の連携を進めています。今後さらに、障がい者が農林水産業の分野で活躍するためには、国と地方が適切な役割分担のもとで協力しながら、農山漁村振興交付金および工賃向上計画支援等事業の活用を通じて、効果的な取組を実施していくことが必要です。

- 1 本県では、農業分野において、障がい者の適性や能力に応じて作業を調整する「農業版ジョブコーチ」の育成に取り組んでいます。今後さらに、農林水産業全体で障がい者の就労を拡大するためには、農林水産業版のジョブコーチを確保し、活動を促進することが重要です。

このため、国が農林水産研修所つくば館（水戸ほ場）に整備する農福連携にも資する農業研修施設では、地域での農業版ジョブコーチの育成に指導的な役割を担う人材を養成することが望まれます。また、この指導人材等を活用し、都道府県等が国の定めるガイドラインに基づき一定水準の研修を実施し、修了者をジョブコーチとして認定する仕組みを構築するなど、ジョブコーチの育成と認知度の向上を図る必要があります。
- 2 農業経営を主とする特例子会社は、本県では1社にとどまっています。農林水産業には、障がいの特性に応じたさまざまな作業があり、障がい者の能力や自立心を向上させるとともに、職場定着を促す効果などもみられることから、国が、こうした農林水産業を通じた障がい者雇用のメリットを企業本社にPRし、農林水産業を事業の柱とする特例子会社の設立を促す必要があります。
- 3 農山漁村振興交付金については、令和元（2019）年度から、地域における農業版ジョブコーチ等の育成・派遣の取組や福祉事業所等における林福・水福連携の作業マニュアルの作成などの取組が支援対象となりました。しかしながら、林業や水産業版のジョブコーチの育成・派遣の取組などが支援対象となっていません。

また、施設整備に対する支援として、林福連携の菌床シイタケや林業苗木の生産施設、水福連携のカキ養殖施設などが交付金の対象となっていないことから、支援対象の拡大が求められています。

4 国では、令和元（2019）年度からノウフク JAS の認証制度を開始することとしています。ノウフク JAS の認定を取得した農産物等の販売拡大に向け、全国および地方の農福連携を推進する団体などと連携しながら、農福連携に取り組む農業経営体や福祉事業所への周知、消費者等に対する PR に取り組む必要があります。また、ノウフク JAS の認証取得に取り組む福祉事業所などへの支援や、認証取得に向けた助言やアドバイス、情報提供などのサポートができる指導人材を確保・育成していく必要があります。

さらに、農福連携の取組やノウフク商品などを国内外に PR していく機会をさらに創出していく必要があります。特に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、農福連携の拡大に向けたモメンタムを形成するため、障がい者が自ら参画するカフェなどを選手村などに設置する必要があります。

事務担当 農林水産部担い手支援課、森林・林業経営課、水産資源・経営課
関係法令等 障がい者雇用促進法、農山漁村振興交付金実施要綱、工賃向上計画支援事業実施要綱

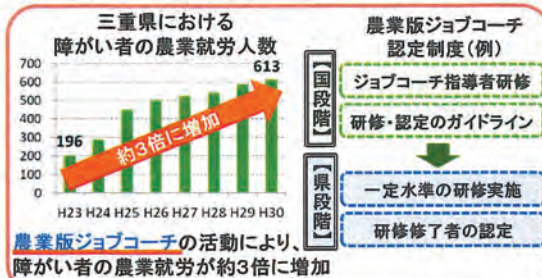
12 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進

(厚生労働省、農林水産省)

農林水産業の分野において、障がい者の活躍を促進するためには、国と地方が役割を分担しながら、それぞれが効果的な取組を実施していくことが求められています。

現状と課題 1 農林水産業と障がい者をつなぐ人材を育成

◆農林水産業と福祉の連携を推進する人材が少ない。



【課題】

- ・国が、「農業版ジョブコーチ」育成の指導人材を養成、育成ガイドラインを作成する必要
- ・その上で、ジョブコーチの認定制度を創設し、地方での人材育成、活動を促進する必要

現状と課題 2 特例子会社による農林水産業への参入を促進

◆農林水産業に参入する特例子会社は少ない。

農業を主とする特例子会社数(平成29(2017)年6月)

	全国	三重県
障害者雇用率制度の対象企業数	91,024	1,086
特例子会社数	464	8
うち農業を主とする特例子会社数	36	1

【課題】

- ・企業経営者に対し、農林水産業を通じた障がい者雇用のメリットをPRし、農林水産業を柱とする特例子会社の設立を促す必要

現状と課題 3 林業や水産業でも福祉事業所の参入を促進

◆林業や水産業でも、障がい者の活躍が期待されている。



【課題】

- ・福祉事業所が、林業や水産業にも参入できるよう、
- ◇林業・水産業版ジョブコーチの育成
- ◇林業・漁業用施設(障がい者が安全に作業できる環境)の整備等に対する支援が必要

現状と課題 4 ノウフク商品を国内外へ発信

◆本県では、農福連携マルシェや、障がい者のステップアップ・カフェ「Cotti菜」(こっちな)で取組を発信。



【課題】

- ・ノウフクJASについては、事業所への周知や消費者等へのPR、認証取得や、指導人材の育成等の取組への支援が必要
- ・東京オリパラでは、GAP認証を取得したノウフク商品を活用する場面が必要
- 障がい者も参加するカフェ等のPR拠点が必要

提言

- 1 「農業版ジョブコーチ」を確保し活動を促進するため、国が新たに整備する農業研修施設において、ジョブコーチの指導人材を育成するとともに、こうした指導人材を活用し、都道府県等が国のガイドラインに沿って実施する研修の修了者をジョブコーチとして認定する制度を創設するなど、国と地方の連携による体系的な人材育成の仕組みを構築すること。
- 2 国をあげて、企業経営者に対し、農林水産業を通じた障がい者雇用の効果やメリットなどを発信するなど、農林水産業を事業の柱とする特例子会社の設立に向けた意識啓発等に取り組むこと。
- 3 農山漁村振興交付金については、林業や水産業版のジョブコーチを地域などにおいて育成・派遣する取組や、「林福連携」・「水福連携」に必要な施設整備を支援対象に加え、拡充を図ること。
- 4 ノウフク商品のPRに国をあげて取り組むこと。特に、新たに制度化されるノウフクJASについて、福祉事業所への周知や消費者等へのPRを図るとともに、福祉事業所の認証取得や、それをサポートする指導人材の育成に向けた地域の取組を支援すること。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、障がい者が生産した食材等が活用され、その情報が国内外に発信されるよう、選手村などに障がい者が運営参加するカフェ等を設置すること。

【農林水産部】

13 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(総務省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、受益者負担の観点から、現行制度を堅持すること。

《現状・課題等》

- 1 令和元（2019）年度地方財政計画においては、地方税・地方譲与税が前年度比で0.9兆円の増額となる中で、地方交付税が前年度比で0.2兆円の増額、臨時財政対策債が前年度比で0.7兆円の減額となった結果、地方の一般財源総額は、前年度を0.6兆円上回る62.7兆円が確保されました。

今後も地方が責任を持って、人口減少対策、地域経済活性化、南海トラフ地震等を想定した防災・減災対策や公共施設等の老朽化対策など、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを十分担えるようにするとともに、幼児教育・保育の無償化をはじめとする人づくり革命や社会保障制度改革に適切に対応できるよう、引き続き、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。

- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能・財源調整機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを進め、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすことが必要です。

- 3 ゴルフ場利用税は消費税との「二重課税」とあるという指摘や、ゴルフがオリンピックの正式競技として復帰したこと等、スポーツ振興の観点からも廃止を求める要望や議論があります。

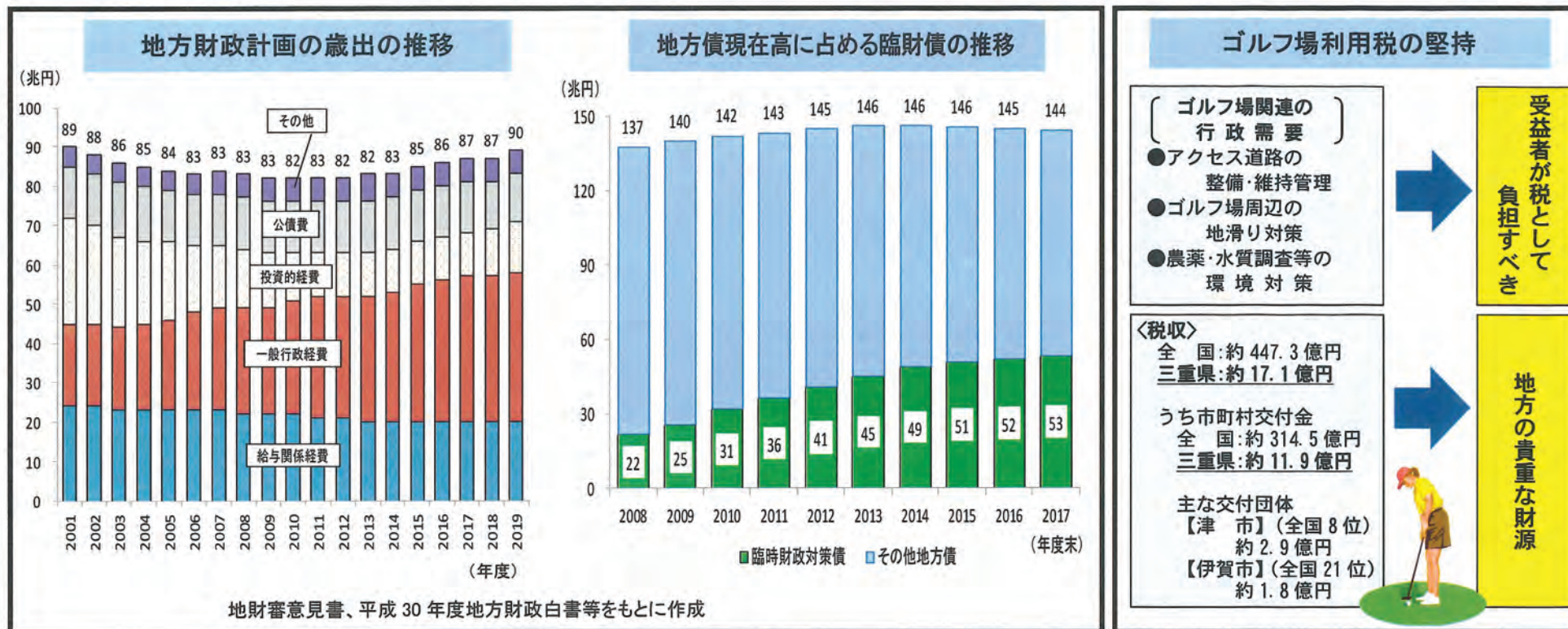
しかしながら、その7割がゴルフ場が所在する市町村に交付されており、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっていることから、受益者であるゴルフ場利用者が負担すべきものと考えます。

また、ゴルフ場利用税は都道府県・市町村の貴重な財源となっていることから、ゴルフ場利用税の堅持が必要であると考えます。

事務担当 総務部財政課、総務部税務企画課、地域連携部市町行財政課
関係法令等 地方交付税法、地方税法

13 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(総務省)



- 【提言・提案項目】**
- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
 - 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
 - 3 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、受益者負担の観点から、現行制度を堅持すること。

【総務部、地域連携部】